

令和7(2025)年度 事業計画

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

公益財団法人 日本尊厳死協会

東京都文京区本郷二丁目27番8号

公益財団法人 日本尊厳死協会の活動

日本尊厳死協会は、「人生の最終段階において、自己決定権に基づいた医療選択の権利が保障され、尊厳が損なわれることなく生を全うする社会の実現をめざす。」ことを目的とした活動を推進しています。

令和 7(2025)年度 事業計画

事業の趣旨

高齢社会は、「多死社会」でもある。平成 22(2010)年に約 120 万人であった年間死亡者数は令和 5(2023)年には 157 万人で、団塊世代が 80 歳代後半となる 2030 年代まで 160 万人と高止まりが継続する。このような「多死社会」では、総人口の減少、一人暮らしの高齢者増加、認知症等による判断能力が低下する高齢者の急増などにより、従来の医療・介護などの社会保障制度では対応しきれない様々な問題に直面している。

こうした状況を受けて、当協会は、市民が元気なうちに自分の医療やケアに関する意思を決め、それを家族などに伝えるための文書「リビング・ウイル」の重要性を広く伝えていくことに努める。また、当協会は令和 8(2026)年に創立 50 周年を迎える。記念事業として、令和 8(2026)年 11 月に死の権利世界連合東京大会開催の準備を推し進める。また、昨年 12 月に当協会内法制化推進委員会がまとめた法律案一式を「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」に提出した。法制化に向けて同議連と連携し議論に参画し、法制化実現に努める。

1. 普及啓発事業

- (1) 草の根運動として、全国で講演会は年 45 回、セミナーは年 52 回、出前講座は年 36 回の計 133 回を開催する。さらに講演会で録画した動画もホームページにて配信する。メディア活動として、女性向け雑誌「婦人公論」記事掲載を年間で継続すると同時に、SNS を活用した普及啓発活動も積極的に展開する。
- (2) 受容協力医師登録数は、ご遺族アンケートからの看取り医師情報、既存受容協力医師からの紹介及び朝日 MOOK の「在宅医療・緩和ケアに従事する医師リスト」等により実施、登録増員数 100 名を目標に 2,250 名体制を目指す。
- (3) 小さな灯台プロジェクト事業は、「ご遺族アンケート」からの情報を取り込み、ホームページにて人生の最終段階における医療の選択と意思決定支援の情報量を増やす。さらに、女性向け雑誌「婦人公論」での年間掲載等を通じて、当該事業の浸透、リビング・ウイルの必要性を説く。
- (4) リビング・ウイル医療電話相談事業も引き続き継続する。会員・非会員の終末期医療に関する各種相談に対し最善の助言を行う。相談電話から市民に知っていただきたい情報は、ホームページの医療相談サイトとして情報発信や情報量を増やしていく。

2. 登録管理事業

- (1) 会員管理システムは、紙会員によるマイページ会員への移行を進め、WEB での利用頻度を上げていく。緊急時に備えた会員証 QR コードからご自身のリビング・ウイルを表示できる会員証増加も目指す。

- (2) 新規入会登録数は、年 1,560 名(月 130 件)を目指す。登録されたリビング・ウイル情報は、必要時は早急に対応できるよう大切に保管・管理と運用を行う。

3. 調査研究・提言事業

- (1) 日本リビングウイル研究会は、これまでどおり本部と支部で開催する。
- (2) 受容協力医師との研究会を開催し、情報交換を図る。
- (3) 提言事業は、昨年 12 月協会内法制化推進委員会でまとめた法律案一式を「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」に提出した。法制化に向けて積極的な議論に参画し、法制化実現を目指す。

4. 管理部門

- (1) 当協会としては、令和 8(2026)年 1 月に創立 50 周年を迎えるが、それを機として、同年 11 月に死の権利協会世界連合東京大会の開催が決定した。開催準備として、理事を中心とした開催準備委員会を設立し、成果を確実に上げていきたい。また、創立当初からの 現在に至る 50 周年記念の動画を作成する。
- (2) 令和 8(2026)年 4 月から新公益法人制度に移行するので対応を万全に行う。理事と支部長の改選年でもあり、外部理事の導入、定款変更、及び新会計基準、公益認定等委員会宛の決算資料、予算資料の提出等がその対象である。
- (3) 今年度の収支予算は、受取会費の減少分を費用で抑えた。その中でも普及啓発活動を確実に実行できる予算とした。新規会員数の拡大、寄付金や遺贈の広報活動を通じて財務基盤の強化を図る。受取会費減少に対する事業費・管理費の見直しや低減は期中も継続する。
- (4) 令和 2(2020)年 11 月開催の理事会で決議された「ウイズコロナ時代の法人業務の見直し」は、対象支部と協議しながら間接業務の本部集約をさらに推し進め、支部が普及活動に専念できる体制を進める。
- (5) 理事会、評議員会や支部理事会等の各種会議、情報交換及び出張等は zoom を活用して旅費交通費削減に努める。但し、これにより対人関係の希薄化を招くことがないように十分留意する。

公益目的事業

I. 普及啓発事業

市民へのリビング・ウイル(人生の最終段階における事前指示書)の普及啓発と適正な理解を深める事業

1. 普及啓発活動

- (1) 草の根運動として、講演会は年 45 回(令和 6 年度 1 月末実績 26 回)、セミナーは年 52 回(令和 6 年度 1 月末実績 35 回)及び出前講座は年 36 回(令和 6 年度 1 月末実績 29 回)の計 133 回を会場開催、オンライン及びハイブリッドで展開する。その一部は、動画としてホームページに挙げ、市民が視聴できるように継続する。
- (2) 上述に含まれるが、若年層への普及活動として、大学、専門学校、高校の学生向けにセミナーや出前講座を開催し、リビング・ウイルの必要性を説く。
- (3) 女性向け雑誌「婦人公論」への年間掲載、SNS 等を活用した普及啓発活動を積極的に進める。
- (4) 大学医学部、看護学校、医療専門学校、高校及び中学校等に対して講義用の教材等の提供、高齢者施設や葬祭業者等へ協会書籍の寄贈を継続して行い、リビング・ウイルの必要性を説く。

2. 受容協力医師数の拡大

- (1) ご遺族アンケートからの医師情報、既存受容協力医師の紹介及び朝日 MOOK「在宅医療・緩和ケアに従事する医師リスト」等から、受容協力医師として登録いただける活動を継続し、受容協力医師登録増員数 100 名を目標に 2,250 名体制を目指す。新規登録された受容協力医師へは、登録証とともにホームページ掲載、併せて直近の機関紙「リビング・ウイル」に掲載する。
- (2) 支部では、受容協力医師のみを対象にした情報交換会を開催する。併せて、講演会・研究会・セミナーへの講師や参加を要請する。
- (3) ホームページに掲載している受容協力医師リストに「訪問診療あり、看取りあり」の情報を拡充させ、会員や市民が役立つ情報とする。

3. 会報誌

- (1) 会報誌「リビング・ウイル」は、年 4 回刊行を継続する。終末期の情報、支部での講演会や研究会の開催予定と報告活動情報、遺贈・寄付にかかわる記事等を提供する。併せて、「LW の広場」では、記事投稿や写真の募集も継続する。
- (2) 会報誌は、講演会や出前講座先等で無料配布、病院待合室等へ設置、ホームページでも閲覧できる等多方面に配布し、当協会の事業、活動のより一層の周知を図る。

4. ホームページ

- (1) リビング・ウイルの重要さや必要性を発信していく。終末期医療に関する内外の最新情報、受容協力医師のご案内、「小さな灯台プロジェクトサイト(人生の最終段階における医療の選択)」及び医療相談サイトと、支部での講演会やセミナー開催情報等、コンテンツの内容拡充を図り幅広い層へ情報を発信し閲覧者の立場からみた協会の事業や提供内容が判りやすい工夫も行う。
- (2) 「小さな灯台プロジェクト」事業は、終末期医療に関する様々なケースをデータベース化し、利用者が最終的な医療・ケアの判断材料とする情報である。令和7年度は令和6(2024)年1月～12月を対象として掲載を目指す。

5. リビング・ウイル医療電話相談

- (1) リビング・ウイル医療電話相談は、会員・非会員にかかわらず終末期医療での困りごとの相談を受ける。週3回(月、水、金曜日の午後1時から5時まで、(電話番号:0120-979-672))。
- (2) 医療電話相談内容は、「医療相談サイト」としてホームページに情報発信した。相談電話から質問と市民が共有すべき回答、医療相談担当として伝えたい内容を掲載し、情報量を増やしていく。

6. 書籍販売

令和4(2022)年11月に改訂したブックマン社の「日本尊厳死協会のリビングウイルノート」の販売を継続する。講演会やセミナー等を通じて掲載されている人生の最終段階における医療情報を伝えていく。

II. 登録管理事業

会員自らの終末期意思を書面で表明した「リビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)」の登録と管理を行う事業

1. 会員登録管理、問合せ

- (1) 本部では、入会登録希望者からの会員登録を行い、会員の意思を明確にする必要性から大切に保管・管理を行う。また、必要に応じて、会員証、リビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)の再発行や医療機関等からの登録会員有無等の問合せに対応する。
- (2) 当年度の新規入会登録数は年1,560名(月130件)を目指す。
- (3) 本部では、会員に対し、緊急時に備えて会員証QRコードからご自身のリビング・ウイルを表示する機能があることも勧めていく。

2. EC加盟店における不正利用対策としてEMV 3-D セキュアの導入

経済産業省やクレジット取引セキュリティ対策協議会からは、EC加盟店における不正利用対策の具体的方策の1つとして、全てのEC加盟店にEMV3-Dセキュアを3月までに導入を求めている。協会は、3月末までに向けて開発中であり、4月以降のWEB入会時やマイページにおいてクレジットカードでの会費決済に利用する。

3. WEB マガジン

- (1) 会報誌のメルマガ配信は継続する。同一世帯の会報誌のうち1部はメルマガ登録になるよう会報誌、ホームページ等で告知し郵送費の削減に繋げる。
- (2) メルマガにて、講演会、セミナー及び研究会開催等の情報を発信して出席率の向上を図る。

4. 新入会者への対応、会費未納者への対応、退会者への対応

- (1) 新規登録会員へは、機関紙「リビング・ウイルガイド」と直近の会報を送付し、リビング・ウイルに関する情報提供を速やかに行う。
- (2) 会費未納会員および雄便物2回戻りの会員に対しては、機関紙「リビング・ウイル」の発送を一時中止する。
- (3) 退会予備群、退会者への対応として、郵便物が戻ってきた会員に対しては、電話での移転先住所確認の他、逐次、携帯電話番号やメールアドレス情報を入手し、退会件数の減少に努める。

III. 調査研究及び提言事業

国内外の終末期における医療のあり方・選択、リビング・ウイル等に関する調査、研究及びこれらの情報・研究に基づいて社会への提言を行う事業

1. リビングウイル研究会

日本リビングウイル研究会を継続開催する。

- ・本部は、令和7(2025)年12月に開催する。会場は、東京大学内伊藤記念謝恩ホール。
- ・支部は、東北、東海北陸、関西、四国および九州の5支部が開催する。

2. 研究報告

- (1) 関東甲信越、関西の2支部は、受容協力医師と情報交換会を開催し、受容協力医師からの意見は普及活動に反映させる。
- (2) 登録会員のご遺族等から収集した「ご遺族アンケート」の集計結果は、会報4月号に掲載する。さらに、ご遺族アンケート情報は、「小さな灯台プロジェクト事業」にも取り入れる。
- (3) 市民からの専門的な医療に関わる多様な迷い悩みをお聴きする「リビング・ウイル電話医療相談」(0120-979-672)は、週3日(月・水・金午後)に行い、相談者の立場にたったきめ細やかな助言と必要な情報を提供する。年間集計結果は、会報7月号に掲載する。

3. 死の権利協会世界連合

- (1) 協会が加盟している世界組織「死の権利協会世界連合」(オブザーバーを含め世界 30 ヶ国 60 団体)から海外からの終末期医療等に関する最新の動向を入手し、ホームページにて情報提供を行う。
- (2) 令和 6(2024)年 9 月にアイルランド ダブリン市で開催された死の権利協会世界連合で、令和 8(2026)年の次回開催地として日本が誘致に成功した。

4. 提言活動

- (1) 終末期医療に関わる諸問題について、協会の見解をホームページやメディア向けプレスリリース等で 必要に応じて発信する。さらに、国内外問わず、協会事業に関わる報道内容に誤りがあれば誤解を解いていきたい。
- (2) 尊厳死の法制化を目指す「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」の活動を全力でバックアップし、協会が進める法制化活動を推進する。

IV. 組織運営

1. 協会創立 50 周年準備

当協会は令和 8(2026)年 1 月に創立 50 周年を迎え、その記念事業として死の権利協会世界連合の東京大会を開催することが決定した。協会内に運営部会、学術部会、広報部会および事務局を設置し、入念に開催準備を進める。また、50 周年記念に向けた過去からの動画を作成・編集作業を開始する。

2. 法人業務の見直し

- (1) 令和 2(2020)年 11 月理事会で承認された「ウイズコロナ時代の法人業務の見直し」に基づき、デジタル化と支部間接業務の本部集約化等をさらに推進し、支部が普及活動に専念できる体制を進める。
- (2) 協会活動に必要な専門性・多様性等を精査して、事業運営に必要な人材に参加を求め、各種委員会等を含めた活動を活発化させる。
- (3) 今年度収支は、受取会費減少に対する経費の見直しや低減を積極的に行う。さらに、財政基盤の脆弱性を解消する目的で、新規会員数の前年度増、機関紙による寄付金増・遺贈寄付の広報等と同時に、寄付戦略の一環として 500 万円以上の紺綬褒章を活用するとともに、遺贈寄付増額に向け、新たな信託銀行との提携を図る。
- (4) 寄付者からの信頼を得るため、協会は遺贈および寄付の受け入れを円滑化する。法的および財務的な専門知識を有する提携金融機関や弁護士との連携を強化し、寄付者からの要望に迅速かつ的確に対応する準備を行う。

参 考

会議

1.評議員会

定時評議員会は、令和7(2025)年6月に開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する。

2.理事会

定例理事会は、令和7(2025)年5月、同年12月、令和8(2026)年3月に開催する。必要に応じて臨時理事会を開催する。

3.支部長会

支部長会は、必要に応じ開催する。理事会での決議報告事項、支部で集約された要望や意見等について意見交換を行う。

4.死の権利協会世界連合 東京開催準備委員会

東京開催準備委員会は、必要に応じ開催する。

5.その他

その他の会議は、事業実施上の諸問題、懸念事項等について必要に応じて開催する。

以上